



## ●社会福祉法人 光志福祉会

所在地 丸亀市川西町南 258-1

業種 医療、福祉

事業概要 有料老人ホーム、グループホーム、デイサービス、児童デイサービス、居宅介護支援事業所等の運営

従業員数 294 人（男性 74 人、女性 220 人）

育児休業取得期間 R 4 年 3 月に 10 日間取得

【今回のインタビューは、法人本部・本部長の田辺さんと育児休業取得者の尾崎さんにお願ひしました】

### ○育児休業を取得したきっかけについて

今回 2 人目の子どもでしたが、妻が県外出身で両親がいないということで、里帰り出産はできませんでした。妻の身体の負担、上の子（当時 1 歳）の育児のことを考えると厳しい状況だったので、育児休業を取得して、サポートできるようにしました。また、職場から取得を勧められたのも後押しになりました。

### ○育児休業を取得してみたの感想・休業後の働き方の変化について

10 日間の取得でしたが、取得して良かったです。上の子のときは育児休業を取得していませんでしたが、今回の取得で、産まれたばかりの子どもの世話をしながら、さらに上の子の育児もすることで、育児の大変さを実感することができました。

職場からは、休業前に同僚、上司からは「仕事の事は気にせずに」との応援があり、職場復帰後も休業中の情報を教えてもらうことで、スムーズに復帰することができました。

### ○職場内のフォローについて

当法人では、子育てサポート企業として厚生労働省の「くるみん認定※」を受けることを目指しています。本人または家族の妊娠を把握した時点で、各施設長が職員に面談を行っており、企業のルールとして育児休業の取得を促しています。

また、数年前から継続的に技能実習生をインドネシアから年間 2 名ほど受け入れています。語学や技能を教え、介護職員として夜勤ができるまでの自立を支援しているので、休業に入る職員数もカバーできています。

女性職員の産休・育休からの復職率は 100% で、他の施設（グループ内）では、施設内保育所がある所もあり、丸亀でも施設内保育所の開設準備を進めています。



（左から、本部長 田辺さん、育休取得者 尾崎さん）

## ○男性の育児休業取得を促進するため、育児・介護休業法が改正され、令和4年度から段階的に施行されることについて

女性が妊娠・出産後も就労を続けるには、男性の協力が不可欠であり、育児休業制度の根底になっていると考えます。令和4年10月から創設される「産後パパ育休」など新しい制度も含め、企業として引き続き取り組んでいきたいと思えます。

男性が育児休業を取得していくことによって、外部からみてもワーク・ライフ・バランスに配慮している企業だと分かりやすいと思えます。また、面談なども社内ルールとしていることから、男性の育児休業の取得は当たり前になってきていると感じます。丸亀市の男性の育児休業取得促進奨励金制度の支給要件には該当しませんでした。他にも男性職員が育児休業を取得していました。しかし、職員の視点からすると、経済的な面を考えれば「ぜひ育児休業を取得したい」とは言い難いと思えます。取得促進のためには、金銭的な面でも支援が必要だと思えます。

### (取材を終えての感想)

社会福祉法人 光志福祉会さんは平成30年度に続き、今回で2回目の申請となります。

今回の取得の決断やスムーズな職場復帰ができたのは、職場の理解やサポートが充実していたからこそだと思えます。若手男性就労者の間では、育休取得の意向が年々高まっており、ライフステージに合わせた働きやすさがあることは、人材を確保する際にも魅力的な点だと思えます。

お忙しい中取材に応じてくださり、ありがとうございました。

※「くるみん認定」／「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた証です。次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。